

一般社団法人日本活断層学会名誉会員選考内規

2025年8月2日理事会承認

第1条 名誉会員は、以下のいずれか、あるいは複数の実績を持つ者とする。

- ① 日本活断層学会の活動に尽力し、学会の発展に大きく寄与した
- ② 活断層に関わる学問の発展に著しい功績を収めた
- ③ 活断層に関する基礎研究に関して多大に尽力した
- ④ 活断層に関して一般に広く普及活動を行なうことで多いに社会貢献を行った
- ⑤ 活断層に関わる人材育成に貢献した

第2条 名誉会員推薦理由書が会長に提出された場合には、総務委員会から理事会に諮る。

第3条 新たな名誉会員の選考にあたっては、正会員数を考慮して過度に多人数の名誉会員を選考しない。

第4条 この規程の改定及び廃止は、総務委員会の決議を経て理事会の承認を得なければならない。

附則

1 この内規は、2025年8月2日から実施する。